



緊急通報装置を貸出 急病時が不安な人をお助け

緊急通報装置 貸出
月額 0 円～ 500 円

自分で 119 番通報が困難な人に装置を貸出。緊急ボタンを押すと 24 時間体制で対応します。

※申し込み時、調査があります。

- 対 象** 世帯全員が 65 歳以上で、介護保険料に滞納がなく、次の全てを満たす人
 - ▷心臓疾患や脳血管疾患、呼吸器疾患、重度のぜんそくなどで激しい発作が起こる
 - ▷過去に突然意識をなくしたことがある
- 費 用** 世帯の課税状況で異なります
 - ▷住民税課税者がいる 月額 500 円
 - ▷住民税課税者がいない 月額 200 円
 - ▷生活保護 無料

介護用紙おむつを支給 家族の介護負担軽減のため

介護用紙おむつ 支給
月額 3,000 円・6,000 円分

住み慣れた自宅での介護を支援するため、介護用の紙おむつや尿取りパットを支給します。



- 対 象** 要支援以上の介護認定を受け、自宅で常時に紙おむつを必要とする 65 歳以上の人
 - ※次の人は対象外です。
 - ▷住民税が課税されている
 - ▷病院に入院中・施設に入所中
 - ▷生活保護を受けている
- 給付限度額** 世帯の課税状況で異なります
 - ▷住民税課税者がいる 月額 3,000 円分
 - ▷住民税課税者がいない 月額 6,000 円分

「こんなサービスあってよかった」
こういった声がよく寄せられます！

運転免許証返納を支援 タクシー利用券を支給

- 対 象** 平成 31 年 4 月 1 日以降に全種類の運転免許証を返納、または更新せず失効した人
 - ※返納・失効日時時点で、70 歳以上の方が対象です。
- 内 容**
 - タクシー利用券 1 万円分 (500 円× 20 枚) を支給
 - ※利用券に使用期限はなく、特定のタクシー会社で利用できます。
- 申込期限 (申し込みは 1 回限り)**
 - 免許証の返納・失効日から 1 年以内
 - ※特例として、平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日に返納・失効した人の期限は令和 3 年 3 月 31 日です。
- 持ってくるもの**
 - ▷運転免許取消通知書、運転経歴証明書、失効した運転免許証のいずれかの書類
 - ※運転経歴証明書は折尾警察署などで取得できます。
 - ▷印鑑
 - ※同居家族以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

免許証返納支援
タクシー利用券 1 万円分

免許証を返納・失効して、外出が不便にならないようタクシーチケットを支給します。



庭木の枝切りや家具の移動など 自宅の簡単な作業を援助



- 対 象** 世帯全員がおおむね 65 歳以上で、日常生活に援助が必要な住民税非課税の人

- 内 容**
 - ▷自宅の庭木が伸びて隣の敷地に入るなど、衛生上好ましくない場合の庭木の枝切り
 - ▷家の簡単な修繕や電球の取り替え
 - ▷家具の移動などの室内の整理・整頓
 - ※利用回数や時間に制限があります。

軽度生活援助サービス
利用額の 3 割負担

高齢者が作業の困難な枝切りや電球交換などを代行し、日常生活を支援します。

夕食に弁当を配達 栄養バランスがいい！



弁当配達サービス
1 食 400 円

高齢者が自宅で自立した生活ができるよう、弁当を配達し、安否確認を行います。

一般食

制限食

- 対 象** 世帯全員が 65 歳以上の人
 - ※元気な人も利用できます。
- 内 容** 月曜日～金曜日の夕食を配達
 - ▷一般食 平均 600 キロカロリー(塩分 3 グラム程度)
 - ▷制限食 500 キロカロリー以下(塩分 3 グラムが上限)

得情報

みんなに知ってほしい！

高齢者のお役立ち情報

役場以外にも 3つの相談窓口があるんです



町は高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、介護・福祉・医療などさまざまなことを相談できる支援センターを設置しています。希望すれば、専門の相談員が自宅を訪問して相談にのります。相談は24時間、年中無休で受け付けています。どんな小さな悩みでも一人で悩まず、まずは電話してください。

●費用 無料

北部 高齢者支援センター ☎ 202-8990

●ところ

猪熊一丁目6-40 わくわくデイサービス内

●担当地区

猪熊、樋口東、樋口、おかの台、高松、梅ノ木団地、古賀二丁目

中部 高齢者支援センター ☎ 201-1314

●ところ

頃末北四丁目2-30 うちわ内科クリニック横

●担当地区

古賀一丁目・三丁目、高尾、頃末北、頃末南、中央、杣、緑ヶ丘、美吉野、鯉口、立屋敷、下二東一丁目・二丁目、下二西

南部 高齢者・障がい者支援センター☎ 201-8826

●ところ

吉田南二丁目9-1 福祉松快園内

●担当地区

伊左座、下二東三丁目、二東、二西、吉田東、吉田西、吉田南、吉田団地、宮尾台

徘徊高齢者SOSネットワークシステム

大事な人が行方不明になる前に



SOSネットワーク
登録無料

認知症を患う高齢者が行方不明になった時、警察以外の関係機関の協力も得られます。

認知症を患い、徘徊行動がみられる対象者の情報を事前に登録しておく、行方不明などで捜索願が出されたとき、警察の捜索だけでなく、タクシー会社など協力団体の支援も受けられます。

※警察への正式な捜索活動の依頼は、別に「行方不明者届」を折尾警察署へ届け出ることが必要です。

●対象者 認知症を患っている65歳以上の人

高齢者の介護支援～生きがい作りをサポートします

●申し込み・問い合わせ 役場高齢者支援係 ☎ 201-4321

健康づくり、生きがいづくりをしませんか

老人クラブ参加者を募集！

老人クラブはおおむね60歳以上の会員で構成される自主的な運営組織です。高齢者の皆さんがいきいきとした楽しい毎日を過ごせるように、健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりなどに取り組んでいます。



●活動内容

▷健康づくり グラウンドゴルフ・パットゴルフ・ペタンク・卓球・囲碁・将棋の各種大会など

▷生きがいづくり 愛の一声運動・高齢者ネットワーク推進事業など

▷仲間づくり 趣味・文化・スポーツなどを通じた親睦活動

●申込方法 町内自治会の老人クラブ会長に申し込んでください。

●問い合わせ 水巻町老人クラブ連合会事務局（高齢者福祉センター内） ☎ 202-3044

国民宿舎マリンテラスあしや

入浴施設の利用料を助成！

●対象

令和3年3月31日時点で65歳以上の人

●助成額

1回310円

※利用時は別途300円の施設利用料が必要です。

●利用期間

4月1日～翌年3月31日

※年度途中からの申し込みもできます。続けて利用する人は、毎年申し込みが必要です。

●助成回数

年度内に24回

※利用者証（回数券）の再発行は行いません。

●持ってくるもの

▷申請者の顔写真1枚（縦4cm×横3cm）

※1年以内に撮影した正面を向き、背景がないものです。

▷申請者の本人確認ができるもの（保険証や運転免許証、障害者手帳、マイナンバーカードなど）

※同居家族以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

入浴施設利用料助成
1回310円助成

高齢者の外出と交流の機会を増やし健康の増進を図るため、施設利用料の一部を助成します。

日常生活用具の給付

火事の早期発見・予防ができる

日常生活用具 給付
所得に応じた自己負担

防火などの配慮が必要な高齢者が安心して暮らせるように、介護保険で支給されない火災予防具を支援します。



●対象 おおむね65歳以上で、1人暮らしの寝たきり高齢者や認知症高齢者など

※申し込みがあった場合、調査を行い、判定します。

●日常生活用具の種類

▷火を使わない電磁調理器

▷煙や熱を感じて火災を知らせる火災警報器

▷温度の異常な上昇や炎の接触で自動的に消火液を噴出する自動消火器

介護保険サービス利用料助成制度

誰もが安心して介護サービスを

介護保険利用料助成
自己負担額（※）の3割助成

所得の少ない高齢者がヘルパーなどの介護サービスを安心して利用できるように、利用料の一部を助成します。

※本来の自己負担額から高額介護サービス費などを除外した額です。



●対象 要支援以上の介護認定を受け、次の条件を全て満たす人

▷世帯全員が住民税非課税で、生活保護を受けていない

▷世帯の収入月額が生活保護基準額の1.2倍以下

▷世帯の現金と預貯金などの合計額が生活保護基準額の2倍以下

▷申請日前から過去1年6か月以内の介護保険料を完納している